

令和6年度

第12回あさぎり町農業委員会
議 事 録

開会日：令和7年2月10日（月）

あさぎり町農業委員会

令和6年度 第12回あさぎり町農業委員会総会議事録						
招 集 年 月 日	令和7年2月10日（月）					
招 集 の 場 所	あさぎり町役場第二庁舎 2階大会議室					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和7年2月10日 午後1時30分		会 長	杉下 和治	
	閉 会	令和7年2月10日 午後1時59分		会 長	杉下 和治	
応（不応）招委員及 び出席並びに 欠席委員 出 席 26名 欠 席 0名 ○（出席） ×（欠席） △（遅刻）	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別
	1	北川 浩臣	○	14	田崎 洋一郎	○
	2	池上 勇一郎	○	15	村田 新一	○
	3	藤原 ルミ子	○	16	宮原 久子	○
	4	北崎 一英	○	17	中村 好文	○
	5	深松 守	○	18	田中 伸明	○
	6	稲富 裕二	○	19	濱田 定武	○
	7	中村 幸二	○	20	廣瀬 孝喜	○
	8	竹下 正男	○	21	松本 廣幸	○
	9	恒松 純生	○	22	藤本 勇二	○
	10	宮原 範行	○	23	緒方 信三	○
	11	的射場 洋一	○	24	谷川 新二	○
	12	橋口 京美	○	25	井手 久美子	○
	13	西野 雅倫	○	26	杉下 和治	○
議 事 録 署 名 委 員	21番 松本 廣幸 22番 藤本 勇二					
出 席 し た 農 業 委 員 会 職 員	局 長 橋本 英樹 主 幹 椎葉 尚宏					
議 事 日 程	日程第1 会議録署名委員の指名 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について 日程第3 報告第2号 許可不要転用届について 日程第4 報告第3号 農地利用変更届について 日程第5 報告第4号 農地の賃借料の提供について 日程第6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 日程第7 議案第2号 農用地利用集積計画（第2回）の決定について 日程第8 議案第3号 農用地利用集積等促進計画（第2回）の決定について					

開会 午後1時30分

●**農業委員会事務局長（橋本 英樹君）** それでは開会いたします。起立願います。礼。御着席ください。ただいまから令和6年度第12回総会を開会いたします。初めに、杉下会長より御挨拶をお願いいたします。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 皆さんこんにちは。1月28、29日の研修は大変お疲れさまでした。お世話になりました。それから先週、今週ですね寒波が来まして、農作物への被害等が心配されましたけれども、どうか、軽微で済んだのでよかったかなと思っております。これからも大変、気候が変動しますので、体調管理には、十分注意されますようによろしくお願いいたします。本日は、出席委員は全員出席ですので、定足数に達しております。総会は成立しております。これより議事に入ります。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名委員の指名

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本会議の議事録署名委員は、あさぎり町農業委員会会議規則第17条の規定によって、21番松本廣幸委員。22番藤本勇二委員を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についての報告を行います。事務局の説明を求めます。

●**農業委員会主幹（椎葉 尚宏君）** それでは、報告いたします。資料は2ページから4ページです。今回は19件の合意解約です。申請番号20番から28番は、第三者貸付けのため、29番から30番は、契約内容変更のため、31番は、所有権移転のため、32番から33番は、利用権設定促進事業の利用権を設定するため、34番から36番は、契約始期を統一するため、37番から38番は、経営規模縮小のためとなっています。以上報告します。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。ただいまの報告第1号について発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。特にないようですので、以上で報告第1号を終わります。

日程第3 報告第2号 許可不要転用届について

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第3、報告第2号、許可不要転用届についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●**農業委員会事務局長（橋本 英樹君）** はい、許可不要転用、1件につきまして報告いたします。資料は5ページからになります。届出番号5番について資料6ページを御覧ください。申請人は町内の個人の方で、転用する土地は1筆、地目は台帳現況ともに田、転用する面積は192㎡です。作業道路として許可不要転用届を提出されたものです。資料9ページを御覧ください。現地は上南、上永里地区、上小学校から南へ約600mの場所になります。周囲への影響等はないと考えられることから、許可不要と判断しました。以上報告を終わります。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。ただいまの報告第2号について発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。特にないようですので、以上で、報告第2号を終わります。

日程第4 報告第3号 農地利用変更届について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第4、報告第3号、農地利用変更届についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●農業委員会事務局長（橋本 英樹君） 農地利用変更、1件について報告します。資料は10ページからになります。届出番号2番について、資料11ページを御覧ください。申請人は、町内の個人の方で地目を変更する土地は1筆、地目は台帳現況ともに田、面積は1,064㎡です。変更の理由として、個人住宅建築時に田への取水口が塞がってしまったため、今後は、麦、そばを栽培する畑として利用するとのことから、地目を畑に変更されるものです。資料14ページを御覧ください。現地は岡原北、竹野地区、岡原小学校から北へ約540メートルの場所になります。周囲の影響等はないと考えられることから、変更可能と判断しました。以上、報告を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。ただいまの報告第3号について発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。特にないようですので、以上で報告第3号を終わります。

日程第5 報告第4号 農地の賃借料情報の提供について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第5、報告第4号、農地の賃借料情報の提供についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●農業委員会主幹（椎葉 尚宏君） それでは報告いたします。資料は16ページを御覧ください。令和6年1月から12月までに締結された賃貸借について、10a当たりの賃借料を掲載しています。最初に、地目田について、各地区の平均額と前年からの増減額を報告します。上地区2万800円、1,800円の増。免田地区2万1,000円、900円の増。岡原地区1万8,800円、1,200円の増。須恵地区1万4,700円、1,200円の減。深田地区1万6,700円、2,200円の増。あさぎり町全体では1万9,300円、200円の増となっています。次に、地目畑の平均額と前年からの増減額について、あさぎり町全体では8,700円、1,300円の増となっています。以上報告します。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。ただいまの報告第4号について発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。特にないようですので、以上で報告第4号を終わります。

日程第6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第6、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長（橋本 英樹君） はい、農地法第3条の許可申請について説明いたします。資料は17ページからになります。今回は5件の審議をお願いいたします。申請番号32番について、資料19ページを御覧ください。譲渡人は町外の個人、譲受人は町内の個人の方です。移転する土地は1筆で地目は台帳は田、現況は休耕田、面積は1,888㎡、移転する契約は総額30万円の売買による所有権移転です。資料21ページを御覧ください。譲受人は申請地に野菜を栽培される予定です。

次に、申請番号33番について、資料27ページを御覧ください。譲渡人、譲受人はともに町内の個人の方です。移転する土地は1筆で地目は台帳現況ともに田、面積は567㎡、移転する契約は贈与による所有権移転です。資料29ページを御覧ください。譲受人は申請地に野菜を栽培される予定です。

次に、申請番号34番について、資料35ページを御覧ください。移転する土地は1筆で地目は台帳現況ともに畑、面積は343㎡、移転する契約は贈与による所有権移転です。資料36ページを御覧ください。譲受人は申請地に野菜を栽培される予定です。

次に、申請番号３５番について、資料４３ページを御覧ください。譲渡人は町外の個人２名共有、譲受人は町内の個人です。移転する土地は３筆、地目は台帳畑、現況は畑、面積は合計で３、１６８㎡、移転する契約は反当たり１３万円の売買による所有権移転です。資料４５ページを御覧ください。譲受人は申請地の栗を栽培していく予定です。

次に、申請番号３６番について、資料５１ページを御覧ください。譲渡人、譲受人はともに町内の個人です。移転する土地は１筆で地目は台帳現況ともに畑、面積は４７０㎡、移転する契約は総額２０万円の売買による所有権移転です。資料、５３ページを御覧ください。譲受人は、申請地に苗木を栽培される予定です。また、本案件は、令和５年９月１５日付けで申請され、令和５年１０月１０日開催の第７回総会で審議され、許可保留となっている案件です。保留となった理由として、今回許可を受けようとする農地の隣の農地に問題があったため、隣の農地については、今回の譲受人が別の譲渡し人から、令和２年第４回総会において審議の上、許可相当の裁決により所有権移転された土地ですが、令和５年１０月１０日に実施した現地調査では、令和２年に許可された農地の現況が何も作付されておらず、遊休農地の状態でした。現地調査結果を同日に開催された第７回農業委員会総会で審議した結果、このような状況で、今回申請された土地を許可した場合、申請された土地も同様な状況になることが懸念されることから、慎重な審議が必要との判断に至り、本案件は許可保留となりました。この結果は、再審議の条件として、令和２年許可農地において、苗木等の植栽を行うことで遊休農地の解消が図られた場合、農業委員会で現地を確認し、農業委員会総会で再審議を行うことを譲受人に通知していました。今回、譲受人より、令和２年許可農地において苗木等の植栽を行い、遊休農地の解消を図った旨の申出があったため、本日の現地調査の結果報告等により再審議をお願いいたします。以上で説明を終わります。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。事務局の説明が終わりました。午前中に、農地調査班第２班の現地調査がありましたので、申請番号３２番の案件について、８番委員の竹下委員より、申請番号３３番の案件について、１６番委員の宮原久子委員より、申請番号３４番の案件について、１７番委員の中村好文委員より、申請番号３５番の案件について、２２番委員の藤本委員より、申請番号３６番の案件について、９番委員の恒松委員より報告をお願いします。

○**８番委員（竹下 正男君）** はい。８番の竹下です。農地法第３条の規定により許可申請について、申請番号３２番の案件で午前中現地調査の結果を報告いたします。資料は１８ページから２５ページになります。２５ページを御覧ください。場所は深田小学校からですね、免田に向かって行きますと、県道多良木相良線という道を行きますが、明廿橋がありましてそれを渡りまして、５００ｍぐらい行ったところなんですけど、球磨川に向かって、４００ｍのところになります。ちょうどサイクリングロードができてるところなんですけど、三角の土地です。譲渡人が県外の個人の方で、譲受人は町内の個人の方です。譲渡人が熊本市の方なんですけど、耕作が難しい状況でありますので譲受人が野菜などを栽培していかれるそうです。特に問題がないと思いますので、皆様方の御審議方よろしくをお願いいたします。

○**１６番委員（宮原 久子君）** はい。１６番宮原です。農地法第３条の規定による許可申請について、申請番号３３番について、午前中の現地調査を報告します。資料は２６ページから３３ページです。３３ページを御覧ください。場所は県道多良木相良線を岡原方面へと進み、専立寺子供園の先の井口川を右折し、２００メートルほど進んだ右側です。譲渡人、譲受人とも町内の方です。譲渡人が野菜などをつくられてましたが、高齢になり、今回、隣接の田んぼを耕作されていた方に贈与されます。譲受人は、５０代で、夫婦でたばこを耕作されている認定農業者です。特に問題ないかと思います。御審議方よろしくをお願いいたします。

○**１７番委員（中村 好文君）** １７番委員の中村です。農地法第３条の申請番号３４番の案件について、

午前中、現地調査の結果を報告します。資料は34ページから41ページになります。41ページを御覧ください。場所は上地区の永里地区でウエムラテックから南東へ300mほどのところにあります。譲渡人、譲受人ともに町内の個人で親子関係になります。自宅に隣接した畑であり、現在も畑として利用されております。生前による贈与になると思います。何ら問題はありませんと思いますので、皆様の御審議方よろしくお願いいたします。

○22番委員（藤本 勇二君） はい。22番の藤本です。同じく農地法3条の規定による許可申請について、申請番号35番について、今朝の現地調査の報告を行います。まず資料ですけれど、先ほど説明があったとおり42ページから49ページになります。譲受人は町内の個人の方で、譲渡人は町外の個人の2名の方になります。地目は、台帳は田ですけど現在は畑になっております。3筆3,168㎡ですけど、今回、反当13万円の売買による案件でございます。場所はですね49ページを見ていただきたいと思います。49ページの真ん中ほどに錦湯前線の県道が通っておりますが、真ん中辺に榎田公民館があります。その榎田公民館から錦町のほうにですね、西側のほうに約500m、それから南のほうに100m行ったところが現地になります。ちょうど錦町との境に近いところに現場はありますが、周りですねほとんど栗を栽培されている地区でございます。今回、譲受人の方もその周りで栗を栽培されているということで、それを管理しながら、今後も栗の栽培をやっていくということでございますので、特段問題ないかなというふうに考えております。皆さん方の御審議をよろしくお願いいたします。終わります。

○9番委員（恒松 純生君） 9番恒松です。農地法第3条申請番号36番について、現地調査の報告を行います。ページは50ページから57ページになります。譲渡人、譲受人とも町内の方で、地目は畑、470㎡で総額20万円です。57ページの地図を御覧ください。場所は上村の運動公園より東へ500m入ったところです。現況は、隣の農地には苗木と野菜が植えてあり、申請地には栗の木が6本ほど植わっていました。申請地には苗木を植えられとのことで、何ら問題ないと思います。審議方よろしくお願いいたします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号32番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。申請番号32番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。賛成多数です。したがって、申請番号、32番の案件については原案のとおり、決定いたしました。次に申請番号33番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、質疑なしと認めます。申請番号33番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、賛成多数です。したがって、申請番号33番の案件については、原案のとおり決定いたしました。次に、申請番号34番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。

○11番委員（的射場 洋一君） はい。11番的射場です。親子間ということで、贈与及び相続分という

感じの案件かとは思いますが、所有されてる機械が今のところ刈払い機1台ということですが、慣例としては、3条申請は3年三作を、おおむね本人が行うという想定のもとでやりますし、そのあたりは兼業という形でもされていくのであれば問題ないかと思うんですけどもその確認は大丈夫ですかね。

●**農業委員会事務局長（橋本 英樹君）** はい、現状もですね、お父さんと一緒に思うんですが、きちんと耕作されてらっしゃるので、譲受人所有は刈払い機だけなのかもしれませんが、今後もお父さん所有の機械等で、お父さんと息子さんとやっていかれるということで、問題はないと考えております。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** よろしいでしょうか。はい。ほかにありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。質疑なしと認めます。申請番号34番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい、賛成多数です。したがって、申請番号34番の案件については、原案のとおり決定いたしました。次に、申請番号35番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。質疑なしと認めます。申請番号35番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい、賛成多数です。したがって、申請番号35番の案件については、原案のとおり決定いたしました。次に申請番号36番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。質疑なしと認めます。申請番号36番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい、賛成多数です。したがって、申請番号36番の案件については原案のとおり決定いたしました。

日程第7 議案第2号 農用地利用集積計画（第2回）の決定について

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第7、議案第2号、農用地利用集積計画（第2回）の決定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●**農業委員会主幹（椎葉 尚宏君）** それでは、利用権設定に係る分について説明いたします。資料は59ページから御覧ください。59ページ上段の申請番号49番から82ページ上段の92番までは、期間満了に伴う賃借権の再設定です。82ページ下段の93番から84ページ上段の95②番までは、期間満了に伴う使用賃借権の再設定です。84ページ下段の96番から91ページ下段の109番までは、新規の賃借権の設定です。92ページ上段の110①番から下の段の110②番までは新規の使用賃借権の設定です。以上説明を終わります。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。議案第2号、農用地利用集積計画（第2回）についての説明が終わりました。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。これから議案第2号、農用地利用集積計画（第2回）について採決いたします。本案は原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第8 議案第3号 農用地利用集積等促進計画（第2回）の決定について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第8、議案第3号、農用地利用集積等促進計画（第2回）の決定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会主幹（椎葉 尚宏君） それでは説明いたします。資料は94ページから100ページです。14番は、耕作者変更に伴う新規の賃貸借権の設定です。15番から45番までは、利用権設定からの切替えによる農地中間管理事業による賃貸借権の設定です。46番から51番までは、新規の農地中間管理事業による賃貸借権の設定です。101ページから104ページにかけまして、利用権及び集積に係る資料を載せております。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第3号、農用地利用集積等促進計画（第2回）についての説明が終わりました。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。これから、議案第3号、農用地利用集積等促進計画（第2回）について採決いたします。本案は原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり決定しました。これで本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和6年度あさぎり町農業委員会第12回総会を閉会いたします。

●農業委員会事務局長（橋本 英樹君） 起立願います。礼。

閉会 午後1時59分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年2月10日

あさぎり町農業委員会 会長 杉下 和治

あさぎり町農業委員会 署名委員 21番 松本 廣幸

あさぎり町農業委員会 署名委員 22番 藤本 勇二